相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鳩ヶ谷市緑町二丁目一八番地九、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市緑町二丁目一八番地の九　被相続人　亡　山口　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

事務所　埼玉県川口市青木二丁目18番21号

株式会社山城精機製作所

代表取締役社長　花井　宏志

第55期決算公告　平成22年3月26日

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,320
	固定資産	1,481
	合計	2,801
負純資産の債及び部	流動負債	759
	固定負債	401
	株主資本	1,641
	資本金	60
	資本剰余金	88
	利益剰余金	1,493
	（利益準備金）	(15)
	（その他利益剰余金）	(1,478)
	（うち当期純損失）	(394)
	評価・換算差額等	△0
	合計	2,801

第7期決算公告

平成22年3月26日

千葉県千葉市花見川区浪花町12番地

トウエンティトウディーシーインコーポレイテッド

代表取締役　ダニエルフランク

貸借対照表の要旨

（平成21年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,234,627
	固定資産	335,267
	合計	8,569,894
負純資産の債及び部	流動負債	2,149,460
	固定負債	4,756,377
	株主資本	1,664,057
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,464,057
	（うち当期純利益）	(2,347,652)
	合計	8,569,894

第15期決算公告

平成22年3月26日

東京都港区芝1丁目4番7号ニチガビル

株式会社プレストコーポレーション

代表取締役　白岩　俊男

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	838,011
	固定資産	58,739
	合計	896,750
負純資産の債及び部	流動負債	568,934
	株主資本	327,816
	資本金	10,000
	利益剰余金	317,816
	（利益準備金）	(2,250)
	（その他利益剰余金）	(315,566)
	合計	896,750

（注）当期純利益　59,249千円

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市今井一三九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹中　好之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　相続財産管理人　鈴木　紀久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市開町九一三番地、最後の住所福井県敦賀市野々二〇号一番地の一五　被相続人　亡　松山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

事務所　福井県敦賀市呉竹町一丁目三〇番一一号

相続財産管理人　司法書士　杉谷　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区桜川四丁目四番地、最後の住所大阪府東大阪市若草町六番二号天野ヨシノ方　被相続人　亡　松田　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区本田三丁目六番地の三、最後の住所大阪府豊中市庄内幸町三丁目二三番一四号　被相続人　亡　竹内美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市上町二丁目七番地二、最後の住所熊本県玉名郡南関町大字上長田六六番地一四　被相続人　亡　森　美津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

熊本市新屋敷三丁目一五番一一―一二〇一号、事務所熊本市水道町一四―二七　KAビル九階　桜樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北島　武典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市美濃庄町無番地、最後の住所宮崎県日向市大字富高六三八七番地一　被相続人　亡　下村美千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

宮崎県日向市大字財光寺四一二番地一

相続財産管理人　長友　憲一

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による稲沢市稲沢北市場土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、その内容を左記のとおり公告する。

記

権利者氏名　大島綱治郎　持分二分の一

権利者住所　中島郡大里村大字北市場三七番戸

権利者氏名　秦　金治郎　持分二分の一

権利者住所　中島郡大里村大字北市場二八番戸

従前の土地

所在　稲沢市北市場町屋敷八二五番二

地目　宅地

登記簿地積　九十・七一㎡

権利価額　四、一五九、六九二円

換地処分後の土地

街区番号　四街区八番

所在　稲沢市北市場本町二丁目三番八

地目　宅地

地積　七十一・九二㎡

権利価額　四、一六二、五八六円

清算金　徴収二、八九四円

仮清算金　徴収二、八九四円

清算金精算額　徴収　〇円

教示

一　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に対し審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、稲沢北市場土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、稲沢北市場土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、各筆各権利別清算金明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを稲沢北市場土地区画整理組合において掲示する。

平成二十二年三月二十六日

愛知県稲沢市北市場町地蔵越八〇六番地

稲沢北市場土地区画整理組合

理事長　加藤　鐘一